

鎌倉市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約事項」および「鎌倉市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

なお、共同入札を行う場合には、他の共同入札者全員を代表して以下を誓約いたします。

今般、鎌倉市の公有財産（物品も含む。以下同）売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび鎌倉市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに鎌倉市の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、鎌倉市に対し一切異議、苦情などは申しません。

1. 私は、次に掲げる入札に参加することができない者のいずれにも該当しません。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者（入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

（2）当該入札物品に関する事務に従事する鎌倉市職員

（3）鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月条例第 11 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当する者（「暴力団」・「暴力団員」・「暴力団員等」・「暴力団経営支配法人等」に該当する者）

2. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

（1）正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。

（2）入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。

（3）落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。

（4）契約の履行をしないこと。

（5）契約に違反し、契約の相手方として不相当と鎌倉市に認められること。

（6）入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。

（7）社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。

（8）天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

3. 私は、鎌倉市の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および鎌倉市の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について鎌倉市に対し一切異議、苦情などは申しません。

鎌倉市インターネット公有財産売却ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号該当すると認められる方

(参考：地方自治法施行令 (抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 日本語を完全に理解できない方

(3) 鎌倉市が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

(4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

(1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり鎌倉市が執行する一般競争入札手続きの一部です。

(2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第

167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間鎌倉市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。

(3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。

(4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や鎌倉市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。また、入札前に鎌倉市が現地説明会を実施する場合、当該説明会において購入希望の財産を確認してください。現地説明会に参加しなくても入札には参加できますが、この入札に関するすべての事項をご承知のうえ入札に参加しているものとみなします。

(5) 公有財産売却への参加を代理人が行う場合は、鎌倉市のホームページから〔委任状〕を印刷し、必要事項を記入、押印のうえ鎌倉市に送付してください。

(6) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や登記簿謄本の内容等と異なる場合は、落札者となっても権利の移転等を行うことはできません。

3. 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを鎌倉市に開示され、かつ鎌倉市がこれらの情報を鎌倉市行政文書管理規則に基づき、5 年間保管すること。

・鎌倉市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID を売却システム上において一定期間公開されること。

エ. 鎌倉市は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。

第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

(1) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申し込み

・売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

・売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

イ．参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、鎌倉市のホームページより、不動産の場合は「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求兼口座振替依頼書」、自動車の場合は、「公有財産一般競争入札参加申込書（自動車用）。」（以下、「申込書」といいます。）を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ申込締切日までに鎌倉市に提出してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）ただし、入札開始の2開庁日前までに鎌倉市が申込書及び添付書類の提出を確認できない場合は、申込締切日前の消印であっても入札をすることができません。

- ・参加申し込みにあたっては、次の書類の添付が必要です。

（不動産の場合）

公的機関発行の証（住民票抄本、運転免許証、パスポート、**マイナンバーカード**など）の写し（参加者が法人の場合は、登記事項証明書の写し）、**印鑑登録証明書**を添付して提出してください。

（自動車の場合）

公的機関発行の証（住民票抄本、運転免許証、パスポート、**マイナンバーカード**など）の写し（参加者が法人の場合は、登記事項証明書の写し）を提出してください。

- ・複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である公的機関発行の証等は1通のみ提出してください

- ・公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。ただし、自動車の場合の納付方法は、「クレジットカード」のみとします。

- ・締切日までに鎌倉市が申込書及び添付書類の提出を確認できない場合、入札をすることができません。

- ・不動産について共同入札をする場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。

※共同入札について（不動産のみ）

（1）共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

（2）共同入札における注意事項

ア．共同入札をする場合は、共同入札者のなかから1名代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者の車検整備を実施しましたので、自動車重量税を公課費で支払いを行うものです。ログイン ID で行うこととなります。

イ．共同入札をする場合は、共同入札者全員の公的機関発行の証（住民票、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど）の写し（参加者が法人の場合は、登記事項証明書の写し）、共同入札者全員の印鑑登録証明書、共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書を入札開始までに鎌倉市に提出することが必要です。なお、申込書は鎌倉市のホームページより印刷することができます。

ウ．申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記はできません。

エ．共同入札をする場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、鎌倉市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10に消費税分を加算した額（土地売却は非課税）以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。納付方法は以下のとおりです。

ア. 納付方法

（不動産の場合）

クレジットカードで納付、又は、鎌倉市が指定する銀行口座へ振込にて納付してください。

（自動車の場合）

クレジットカードで納付してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始2開庁日前までに鎌倉市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

イ. 銀行振込による納付

銀行振込で入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、鎌倉市ホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、公的機関発行の証等を添付のうえ、鎌倉市に送付してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。
- ・申込書などを送付の後、鎌倉市が指定する銀行口座に入札保証金を振り込んでください。なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者が仮申し込み後、鎌倉市が入札参加に必要な書類を確認した後、電子メールにて銀行振込先の口座情報をお知らせしますので、内容をご確認のうえお振り込みください。
- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、鎌倉市が納付を確認できるまで3開庁日程度要する場合があります。

ウ. クレジットカードによる納付

クレジットカードによる入札保証金の納付は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、KSI 官公庁に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を紀尾井町戦略研究所株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、KSI 官公庁が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を紀尾井町戦略研究所株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、鎌倉市のホームページより申込書を

印刷し、必要事項を記入・押印後、公的機関発行の証等を添付のうえ、鎌倉市に送付してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。
- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、法人名で取得したログイン ID で公有財産売却の参加申し込みを行いますが、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

（3）入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに鎌倉市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

（4）入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

（1）入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

（2）入札をなかったものとする取り扱い

鎌倉市は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

（1）落札者の決定

入札期間終了後、鎌倉市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア．落札者の告知

落札者のログイン ID と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ．鎌倉市から落札者への連絡

落札者には、鎌倉市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・鎌倉市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理

由により到着しないために、執行機関が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、鎌倉市に連絡する際や鎌倉市に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定（契約の締結）

(1) 落札者に対する売却の決定

鎌倉市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には鎌倉市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、印紙税法に定める額の収入印紙を貼り（収入印紙の貼付は不動産の場合のみです。）、消印のうえ、次の書類などを添付して鎌倉市に直接持参または郵送してください。

ア. 必要な書類

（不動産の場合）

- ・市町村が発行する身分証明書（法人の場合は、法人登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）
- ・鎌倉市暴力団排除条例に関する誓約書
- ・契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼
- ・所有権移転登記請求書
- ・共同入札の場合、共同入札者持分内訳書

イ.（自動車の場合）

- ・写真付きの公的機関発行の証（申し込み時に提出している場合は、不要）
- ・鎌倉市暴力団排除条例に関する誓約書
- ・契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼

ウ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

エ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳（2022年4月より）未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

売払代金の残額納付期限は契約締結後、6週間程度となります（自動車の場合は、入札締切日から2週間後）。落札者は、売払代金の残金納付期限までに鎌倉市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法により納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに鎌倉市が納付を確認できることが必要です。

ア. 不動産の場合

・鎌倉市が指定する銀行口座への振込により納付、又は、鎌倉市が発行する納入通知書により、鎌倉市が指定する下記の金融機関にて納付してください。なお、納付の確認ができるまで7開庁日程度要することがあります。

横浜銀行、スルガ銀行、三菱東京UFJ銀行、湘南信用金庫、東日本銀行、りそな銀行、みずほ銀行、さがみ農業協同組合、静岡銀行、三井住友銀行、みずほ信託銀行、中央労働金庫、かながわ信用金庫 以上の本支店（コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行及び郵便局では納付できません。）

イ. 自動車の場合

・鎌倉市が指定する銀行口座への振込により納付してください。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. 銀行振込による納付の場合

・入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

イ. クレジットカードによる納付の場合

・紀尾井町戦略研究所株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

鎌倉市は売買代金の残金納付確認後、不動産のみ落札者の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転を行い、その他の物件については落札者が権利の移転等を行います。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて

(1) 不動産の場合

ア. 売払代金の残金の納付を確認した後、落札者の請求に基づいて鎌倉市が不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

イ. 鎌倉市のホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印し、市町村が発行する身分証明書（法人の場合は、法人登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）、外国人の方は、**外国人登録原票記載事項証明書**）および登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書を同封のうえ売払代金の残金納付後に提出ください。

ウ. 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」および共同入札者全員の市町村が発行する身分証明書（法人の場合は、登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）、外国人の方は、**外国人登録原票記載事項証明書**）を提出ください。

エ. 所有権移転の登記が完了するまで、所有権移転登記請求書提出後4週間程度の期間を要することがあります。

(2) 自動車の場合

ア. 売払代金の残金の納付を確認した後、落札者が自動車登録手続きを行います。移転登録に必要な書類をお渡ししますので、落札者は速やかに名義変更等の手続きを行ってください。

イ. 落札者は使用の本拠の位置を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所等に当該自動車を持ち込んで手続きをしてください。

3. 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など鎌倉市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

(2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

(1) 不動産の場合

ア. 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税）は落札者の負担となります。

イ. 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。（実際に持参または送付する場合は

全共同入札者の合計で構いません)

ウ．物件の引渡しについては、現状のままとします。

(2) 自動車の場合

ア．公有財産の引渡しは、売買代金納付時の現況有姿で鎌倉市の保管場所において行います。

イ．権利移転に伴う費用（印紙代、自動車取得税、自動車税、自賠責保険料など）は落札者の負担となります。

また、保管場所からの搬送費用も落札者の負担となります。

ウ．自動車取得税、自動車税等の申告・納付は落札者自らが行ってください。

エ．引渡しに際し、仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備してください。引渡し後、引き続き鎌倉市の保管場所に留め置くことはできません。

オ．引渡しは落札者の本人確認のため、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなどの住所、氏名が明記され本人の写真が添付されている公的書類が必要です。なお、落札者が法人で引き渡しを法人の代表者が受ける場合には、代表者本人の運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなどの住所、氏名が明記され本人の写真が添付されている公的書類が必要です。法人の代表者以外または代理人が引き渡しを受ける場合には、代理権限を証する委任状と代理人本人の運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなどの住所、氏名が明記され本人の写真が添付されている公的書類をお持ちください。

いずれの場合でも引渡しを受ける方の印鑑を持参してください。

カ．引渡しを受けた公有財産の返品・交換はできません。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア．公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ．公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ．公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ．公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア．入札の受付が開始されない場合

イ．入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ．入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア．一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

（1）特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

（2）公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

（1）公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、鎌倉市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

（2）売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、鎌倉市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

（3）入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、鎌倉市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

（4）公有財産売却に参加したことにより入札者などに損害が発生した場合、鎌倉市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

（5）公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、鎌倉市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

（6）公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、鎌倉市は責任を負いません。

（7）公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず鎌倉市は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

鎌倉市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、鎌倉市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、鎌倉市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、鎌倉市に無断で転載・転用することは一切できません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が KSI 官公庁の提供する KSI 官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を紀尾井町戦略研究所株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、KSI 官公庁が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を紀尾井町戦略研究所株式会社に開示することに同意するものとします。